「千葉市客引き行為等の防止に関する条例」（案）の概要

条例制定の趣旨

近年、市内の繁華街で、居酒屋や接待飲食店への客引きが横行しており、客引き行為者による道路上での立ち塞がり、通行人へのつきまといなどの行為により、市民や通行人が安心して通行できる環境が妨げられる状況が発生しています。

そこで、特に客引き行為者の多い区域において、客引き行為等禁止区域を設定し、市民や千葉市へ遊びに来る方が安心して通行できる快適な環境を確保し、もって魅力と活力にあふれた安全で安心なまちづくりに寄与することを主な目的として「千葉市客引き行為等の防止に関する条例」を制定することとしました。

条例制定の背景

１　客引きの実態調査　（令和２年度）
　中央区富士見地区：最大９０人程度の客引き行為者を確認
　海浜幕張駅周辺　：北口ロータリー広場に１０人程度の客引き行為者を確認

２　客引きに対する市民からの苦情・要望件数
　平成３０年度：　５件
　令和　元年度：２９件
　令和　２年度：５４件

３　客引きに関するＷＥＢアンケート結果　（令和３年度）
　繁華街で、客引き行為等を見たり受けたりしたことのある人は、全回答者のうち約２６％
　客引き行為等を見たり受けたりした人のうち、「不快に感じた」、「どちらかといえば不快に感じた」人の合わせた割合は、約９０％
　客引き行為等について、「規制すべきと思う」、「どちらかといえば規制すべきと思う」と考える人の合わせた割合は、全回答者のうち約９３％

条例で禁止される行為（違反行為）

〇何人も、客引き行為等禁止区域で、客引き行為等を行ったり、行わせたりしてはならないものとします。
〇事業者等は、客引き行為等禁止区域で、客引き行為をした者や関係のある者から紹介を受けて、客引き行為を受けた者を客として店舗に立ち入らせてはならないものとします。

〇客引き行為等の定義　（業種を問わず、道路、公園などの公共の場所で行われるもの）
　１　客引き行為　：通行人その他不特定の者の中から相手方を特定した上で、立ち塞がる、追随する、呼び掛ける等公共の場所の平穏な通行または利用を妨げるような態様で、客になるよう誘う行為
　２　客待ち行為　：客引き行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為
　３　勧誘行為　　：通行人その他不特定の者の中から相手方を特定した上で、立ち塞がる、追随する、呼び掛ける等公共の場所の平穏な通行または利用を妨げるような態様で、役務に従事するよう勧誘する行為
　４　勧誘待ち行為：勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為

※この条例による規制の対象とならない行為（相手を特定しない広報、宣伝、集客等）
・不特定多数の人に対してティッシュ・チラシ配りをする宣伝行為は、規制の対象外となります。
・店舗から、不特定多数の人に対して「いらっしゃい、いらっしゃい」等と呼び掛ける行為も規制の対象外となります。

客引き行為等の禁止区域

〇指定した区域内での客引き行為等を禁止します。
〇禁止区域の指定は、中央区富士見地区と海浜幕張駅周辺を想定しています。
（条例制定後に、市長が区域を指定し告示します。）

違反者への勧告等の実施、罰則

〇市長は、客引き行為等禁止区域において違反行為をしている者に対し、違反行為をしてはならない旨を勧告することができます。
〇勧告に従わない場合は、その者に対し、当該行為をしてはならない旨を命令することができます。
〇命令を受けた者がその命令に従わない場合は、次の事項を公表することができます。
・氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
・店舗等の名称及び所在地 など
〇命令に違反した者、立入調査を拒んだ者などは、５０，０００円以下の過料に処します。

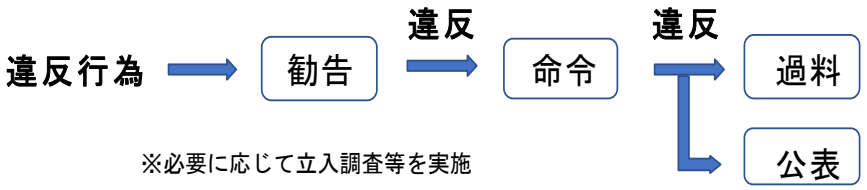

※必要に応じて立入調査等を実施
※命令に違反し過料処分を受けた者が再び違反行為を行った場合、勧告を行うことなく命令できる

〇店舗や事業者等の従業者が過料に処された場合は、その店舗や事業者等も過料に処することがあります。

土地等の提供者等への情報提供・土地等の提供者の努力義務

〇市長は、違反行為の公表を行ったときは、公表された者の業務の用に供されている土地又は建物を提供している所有者または管理者に、公表の内容を通知することができます。
〇禁止区域内にある土地や建物を、他人に提供する者は、その契約の際に、客引き行為等を行わない旨を約させるよう努めるものとします。

事業スケジュール

〇令和３年６月　　パブリックコメント実施
〇令和３年９月　　第３回定例会にて議決後、公布日から施行（禁止、罰則などの規定を除く）
〇令和４年４月　　禁止、罰則などの規定の施行